

## 東広島市市民活動団体の情報の一覧化に関する事務取扱要領

東広島市市民活動の情報の提供に関する要綱（平成22年東広島市告示第24号。以下「要綱」という。）に基づき、市民活動団体の情報の一覧化に必要な事項を定める。

（団体）

第1条 要綱第4条の掲載を申請しようとする団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民自治協議会の部会又は当該住民自治協議会を構成している各種団体
- (2) 要綱第2条の市民活動を行う団体であって、地域を特定しないで目的別に活動しており、東広島市民で構成し、次のいずれかに該当するもの
  - ア 市の所管課が関与しているもの
  - イ 市民グループ、大学サークル等であって、原則として、次の要件をすべて満たしているもの
    - (ア) 東広島市に事務所（支部を含む。）等を有していること。
    - (イ) 団体の代表者が原則として東広島市民であり、団体及び当該事業の構成員の過半数が東広島市民であること。
    - (ウ) 団体の規約、定款等を有するなど組織体制が確立していること。
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に該当する法人その他の団体で、同法別表に掲げる活動を行う市内に所在する団体
- (4) 東広島市に本店又は支店若しくは出張所を有している会社、投資法人、各士業法に基づく法人等

（基本情報）

第2条 要綱第2条第2項に定める「基本情報」とは市民活動団体に係る次に掲げる事項をいう。

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 連絡先
- (4) 設立時期
- (5) 活動分野
- (6) 所属する会員の数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（掲載団体台帳の管理）

第3条 地域づくり推進課長は、要綱第4条及び第5条の規定による掲載申請に係る台帳を備え、これを整理及び保存しなければならない。

- 2 要項第4条に規定する掲載の有効期限は定めない。ただし、掲載年度から連続して3年度にわたり、当該掲載団体の活動実態を確認することができない場合は、調査の上、当該登録を抹消することができるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。